

航空路 旅客運賃の 島民割引が始まります！

(運賃名称：八丈島アイきっぷ)



平成29年9月1日搭乗分からスタート

この島民割引は、「有人国境離島法」に基づき、離島住民の交通費軽減のため国・都・八丈町・航空事業者の協力により、割引運賃が設定されるものです

■島民割引運賃の対象者

八丈町に住民登録をしている方（八丈町に住民票がある方）

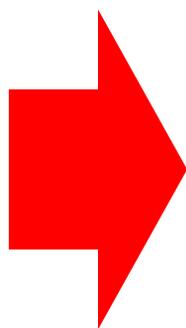
■割引運賃（対象路線：八丈島⇄羽田間）

現在の運賃

※国内線旅客施設使用料（290円）含む

22,390円
(片道運賃：一般)

15,190円
(往復割引運賃：一般・片道分)



八丈島アイきっぷの運賃

※国内線旅客施設使用料（290円）含む

13,790円
(片道)

※現在の運賃は、平成29年6月1日のもの。

■予約の変更など

予約期限	当日
予約変更	可能
座席指定	可能
払戻し手数料	430円

取消手数料 (航空券購入後～ 出発時刻前)	無料 ※払戻し手数料は発生
取消手数料 (出発時刻以降)	運賃の 約20% 相当額

<裏面に、割引を受けるための手続きを記載しています>

■島民割引を受けるための手続き

①「東京都離島住民航空割引カード」の発行申請を行う。

【申請に必要な書類】

- ・必要事項を記入した申請書
(申請書入手方法：町ウェブサイトでダウンロードいただくか、または町役場企画財政課、各出張所にて配布します)
 - ・本人確認できる公的な書類(パスポート、運転免許証、健康保険証等)
 - ・顔写真 ※大きさは、縦30mm、横25mm
(脱帽等、本人が確認できる状態のもの。6ヶ月以内に撮影)
 - ・代理申請の場合は、委任状
 - ・郵送での交付を希望の場合は、切手貼付済み封筒
- ※申請の詳細は、町ウェブサイトか、申請書配布先にある申請の手引きをご覧ください。

【島民割引カードの概要】

顔写真付き。住所、氏名(フリガナ)。対象路線：八丈島⇔羽田
有効期限：発行日から3年間。カード番号。発行手数料：無料

【申請窓口】

八丈町役場 2階 企画財政課 / 平日の午前8時30分～午後5時15分
※郵送での申請は受け付けておりません

※申請から発行まで、通常、開庁日数で数えて3日間程度かかります。

例：金曜日に申請 ⇒ 水曜日以降に発行(土日は日数に数えない)

土日祝日やその他閉庁日を挟む場合、その日数分、発行まで時間がかかります。

発行方法：申請窓口での手渡し または 返送封筒による郵送

②カード発行後に、「八丈島アイきっぷ」の航空券を購入する。

航空券購入時や空港での搭乗手続き時に、カードを提示します。
詳しくは、発行時にお渡しする「利用の手引き」にてご案内します。

■カード発行申請受付開始日

平成29年7月3日(月)～ ※島民割引運賃は平成29年9月1日搭乗分から
※ANAウェブサイト・予約センターでの予約・購入は、7月5日より開始します。

■留意事項

- ・一部運賃を除き、他の航空運賃にて購入済みの航空券に対して、「八丈島アイきっぷ」をあとから適用させることはできません。一旦、購入済みの航空券を払い戻したあと、再度「八丈島アイきっぷ」の航空券を購入する必要があります。この場合、払い戻し手数料が発生するほか、予約の取り消しになるため、多客期等、満席状態の航空便を予約している場合は、同じ航空便の予約および購入が出来ない可能性があります。十分ご注意ください。
- ・ANAでは、「旅割」「特割」など、特定の条件のもとで利用できる様々な割引運賃を提供しています。利用者の条件によっては「八丈島アイきっぷ」より安くなる割引運賃があります。他の運賃の詳細は、ANAウェブサイトをご覧ください。航空券販売代理店または下記までお問い合わせください。

ANA国内線予約・案内センター TEL0570-029-222 受付：6:30～22:00

- ・この他の取扱いについては、ANAの国内運送旅客約款によります。